

『くすのき防災運動公園除草業務委託』に係る質疑回答

番号	質問内容	回答
1	設計書に記載してある歩掛かりは場内での運搬を想定されている。 集草した草の処分は場外での処分となるため、場外へ搬出する歩掛りは追加されますか？	追加されます。
2	現場には樹木等が見受けられましたが、そのままでしょうか？	樹木等はそのまま（現状維持）となります。今回の作業範囲には含まれておりません。
3	現場は公園とはかけ離れている箇所があり、除草も困難な箇所が見受けられました。 何とか除草ができたとしても集草や積込は通常のようにできない箇所があります。 そのための費用等は追加されますか？	基本的には追加されません。ただし、必要経費として認められれば追加対象となります。 具体的な金額や工法については、現場確認のうえで別途協議させていただきます。
4	履行期間が短いように感じます。延長等は可能ですか？	履行期間の記載に不備がありましたので、修正しております。 公告のその他欄に記載した通り以下となります。 除草：令和8年6月18日（木）から令和8年7月17日（金）までに実施すること。 集草・積込・運搬・処理：令和8年6月18日（木）から令和8年8月28日（金）までに完了すること。
5	敷地面積は4万㎡弱あると思われます。法面部分等を含むと4万㎡を超えると思われますが 施工箇所はどの辺りでしょうか？	赤色でマークされている部分になります。 